

秦荘町・愛知川町合併協議会規約（案）の構成

- 1．合併協議会設置の根拠は、地方自治法第252条の2第1項および市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に基づく。
- 2．名称は、秦荘町・愛知川町合併協議会とする。
- 3．事務は、合併に関する協議、新町建設計画の作成、その他合併に関し必要な事項を行う。
- 4．事務所の位置は、愛知川町大字愛知川72番地 愛知川町役場（現研究会の事務局）とする。
- 5．組織は、会長、副会長および委員とする。
- 6．会長および副会長は2町の長の協議により、そのうちから選任する。
- 7．委員は、2町の議会の議員各6名、2町の長が協議して定めた学識経験を有する者17名以内、計29名で会長と副会長を含めると総計31名とする。